

栗山町補装具製作等業者の登録等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）

第76条に基づく補装具費の支給を円滑に行うため、補装具の製作、修理又は販売を業とする者（以下「補装具製作等業者」という。）の登録及び補装具費の代理受領について必要な事項を定めるものとする。

(補装具製作等業者の登録)

第2条 補装具製作等業者は、補装具費の支給を行うときは、あらかじめ町長の登録を受けなければならない。

2 町長は、補装具製作等業者が補装具の製作、修理又は販売（以下「製作等」という。）及びアフターサービスを適正かつ適切に提供できる経営規模及び実績並びに地理的条件を勘案し、かつ、事業を継続的に運営することができると認められる場合に限り、登録を行うものとする。

(補装具製作等業者の登録の申請)

第3条 前条に規定する登録を受けようとするときは、栗山町補装具製作等業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる事項を記載した書面を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 補装具製作等業者の概要（規模、設備概要書（平面図、設備一覧表等））
- (2) 製作等担当者の経歴書（資格、認定書等の写し）
- (3) 登記簿謄本・定款（当該補装具製作等業者が法人でない場合は、代表者の身分証明書）
- (4) 薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医療機器製造若しくは販売に関する許可証又は届書（写）（補聴器及びコンタクトレンズを取り扱う場合に限る。）
- (5) 取扱品目及びそのカタログ
- (6) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び前年度の事業実績書）
- (7) 主な契約先（契約年月日）、納入病院等
- (8) 委任状（補装具製作等業者が営業所等又は登録申請者が代表取締役でない場合に限る。）
- (9) その他登録に関し町長が必要と認める事項

(登録の通知)

第4条 町長は、第2条第2項の規定により登録したときは、栗山町補装具製作等業者登録通知書(様式第2号)により当該登録を受けた補装具製作等業者(以下「登録業者」という。)に通知するものとする。

2 町長は、第2条第2項に規定する登録をしないときは、その理由を付して登録しない旨を書面により通知するものとする。

(変更の届出等)

第5条 登録業者は、事業の休廃止又は第3条各号(第6号及び7号を除く。)に掲げる事項に変更があったときは、速やかに当該変更に係る事項について町長に届け出なければならない。

(補装具費の代理受領)

第6条 町長は、補装具費支給対象障害者等(以下「障害者等」という。)からの委任に基づき、補装具費として当該障害者等に支給されるべき額について、当該障害者等に代わり登録業者に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。

3 登録業者は、第1項の規定により障害者等に代わり補装具費の支払を受けるときは、補装具の製作等を提供した際に、障害者等から製作等に要した費用から同項に規定する額を控除した額の支払を受けるものとする。

4 登録業者は、町長に対して補装具費を請求するときは、代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状(様式第3号)に補装具費支給券を添えて請求しなければならない。

5 町長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査のうえ、請求のあった日から30日以内にその額を支払うものとする。

(補装具費の代理受領のための要件)

第7条 町長は、前条の代理受領について、次の各号のいずれにも該当する者とのみ実施するものとする。

(1) 第2条の登録を受けていること。

(2) 登録業者が補装具費の代理受領について、あらかじめ町長に申し出て必要な契約等を締結していること。

(報告等)

第8条 町長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、法に定めるもののほか、登録業者若しくはその従業者（以下「業者等」という。）又は業者等であった者に対して、報告及び帳簿書類の提出又は提示（以下「報告等」という。）を命じ、これらの者に対し出頭を求め、又は職員をして関係者に対して質問させ、若しくは当該事業を行う登録業者について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、業者等の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものとして解釈してはならない。

(登録の取消し)

第9条 町長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条に規定する登録を取り消すことができる。

(1) 登録業者が、第2条第2項の要件を満たすことができなくなったとき。

(2) 補装具費の請求に関し不正があったとき。

(3) 業者等が前条第1項の規定により報告等を命ぜられてこれに従わず、又は報告等に虚偽があったとき。

(4) 業者等が前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応じず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、業者等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(5) 不正の手段により第2条に規定する登録を受けたとき。

(登録業者に係る情報の提供)

第10条 町長は、登録業者に係る情報（第5条に規定する変更の届出等に係る情報を含む。）のうち、次の各号に掲げる事項を障害者等及び関係機関等に提供するものとする。

(1) 第3条の規定に基づき登録の申請をした者の名称

(2) 事業所の名称及び所在地

(3) 取扱品目

(4) その他町長が必要と認める事項

(不正利得の徴収等)

第11条 町長は、障害者等又は登録業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第12条 登録業者は補装具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を5年間保存するものとする。

(登録期間及び更新)

第13条 登録期間は、第2条第2項の規定による決定をした日から当該決定した日の属する年度の3月31日までとする

2 前項に規定する登録期間の満了前1カ月前までに、町長又は登録業者から何らかの意思表示が行われなときは、登録期間満了日の翌日において、向こう1年間登録を更新したものとみなす。

(公告)

第14条 町長は、第2条の規定による登録を行ったとき、第5条の規定による変更の届出があったとき、又は第9条の規定により登録を取り消したときは、その旨を公告するものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。